

## 松江市土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業費補助金の概要

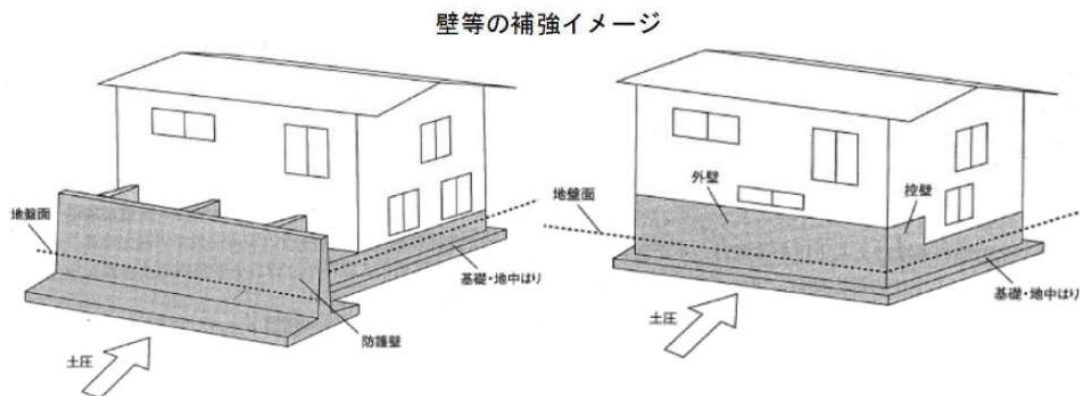
### ● 目的

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に居住する住宅所有者等で住宅の補強の意向のある人に対し、住宅補強に要する費用の一部を補助することにより、市民の生命及び体を保護し、土砂災害防止対策の推進を図ります。

### ● 対象建物

**土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にある既存住宅について、移転の適地がないため、外壁等の施工※をおこない、レッドゾーン内で住宅を新築または増改築をおこなうもの。**

※外壁等の施工とは建築基準法第 20 条に基づく、建築基準法施行令第 80 条の 3 に規定された構造方法に基づく外壁等の施工をいいます。



### ● 補助金の対象事業費

住宅補強の実施に要する

- |                    |     |    |        |
|--------------------|-----|----|--------|
| ・ 設計費（建築確認申請費用を含む） | 23% | 上限 | 10 万円  |
| ・ 住宅補強工事費          | 23% | 上限 | 110 万円 |
| ・ 解体費              | 23% | 上限 | 50 万円  |

ただし、予算の範囲内での補助になります。

（参考 財源内訳：県…1/2 市…1/2）

● 留意事項

- ・申請に先立ち、あらかじめ補助対象の住宅であるかの確認や申請にかかる必要事項を建築審査課と協議をしてください。相談時に図面・見積書等の資料があればご用意ください。
- ・設計～解体・住宅補強工事は、原則単年度でおこなう必要があります。  
(住宅補強を目的とする事業なので、設計費のみ、解体費のみなどは対象になりません。)
- ・交付決定を受ける前に、事業に着手(契約を含む)された場合は、本補助金の対象となりません。

● 相談・申込み先

〒690-8540

島根県松江市末次町 86 番地

松江市まちづくり部建築審査課(別館 3 階)

TEL 0852-55-5347